

平成 26 年 2 月 19 日

農林水産省 経営局長  
奥原 正明 殿

公益社団法人 日本農業法人協会  
会長 藤岡 茂 憲



## 関東・甲信・東北地方等の記録的豪雪に関する緊急要請書

平成 26 年 2 月の記録的な豪雪は極めて広範囲にわたって、ハウス・果樹棚・畜舎・農舎の倒壊、育成中の農作物・春用の苗・家畜の被害、集乳の停止による生乳の廃棄など甚大な被害を発生させています。

このため、経営再建は経営者の自助努力だけではとても対応できない状況にあります。

つきましては、国におかれては都道府県、市町村を通じて各地の被害状況を早急に把握していただき、一日でも早く被災した農業者が災害からの経営再建を図れるよう、以下の事項について、緊急に特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

- 1 被害が深刻な地域について激甚災害の早期指定
- 2 農地・農業施設等にかかる復旧事業の採択と予算措置
- 3 農業経営者の経営再建への支援

### (1) 被災者向け経営体育成支援事業の適用

施設等の復旧には農業経営を発展させる視点が不可欠なため、被災前の施設より性能を向上させる事業、規模を拡大して実施する事業等についても対象としていただきたい。経営再建に際しては地方単独補助事業を併用活用し、あるいは経営再建を断念する被災者の農地等も引き受けて事業計画を策定するケースがあります。

### (2) 被災者が行う果樹や茶の改植や未収益期間に要する経費支援の適用

経営再建を断念する被災者の農地を含めて再整備する場合も含めて、事業の対象としていただきたい。

(3) 農地中間管理機構を通じた復旧・復興の支援

高齢農家等が経営再建を断念して耕作放棄が見込まれる農地について、農地中間管理機構を通じて農地の再整備と意欲ある者への再配分を推進していただきたい。

(4) 農業共済制度の支払手続きの迅速化

(5) 金融機関等に対する借入金の返済猶予、円滑な資金供給についての指導

(6) 日本公庫のセーフティネット資金、スーパーL資金などの無利子化や劣後ローン化

壊滅的な施設倒壊等から経営再建を図る場合、耐用年数が経過していると共済補償額が再建築価格を大幅に下回ります。この不足資金を借入金で調達する場合に、利子負担の軽減と財務構成の脆弱化を回避するための措置が必要です。

(7) 農業用建設資材の円滑な供給と価格高騰の防止

次の点について配慮をお願いしたい。

イ 廃材回収作業の無償化等に関する関係業界への要請

ロ 再利用や再生処理が可能な鉄骨、パイプ等の資材が農業施設の再建築に効率よく、かつ、適正な価格で供給されるための指針等の策定や関係業界に対する要請（農業廃材が一般建築資材やオリンピック需要等に流用されてしまうと、農業資材の不足と高騰を招く恐れがあります。）

(8) 被災農業者が雇用を維持するための支援措置

従業員を抱える経営では、被災施設が復旧するまでの間、従業員を解雇せずに雇用関係を維持することが不可欠になります。この場合、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修）を利用して、施設復旧が完了するまで他の経営で派遣研修を受けられるよう運用の解釈を示していただきたい。具体的には、派遣元企業に復帰後の役職を現場責任者等でも基準をクリアする運用、助成対象経費となる派遣研修費について派遣先企業に支払う研修負担金等も対象となる運用など、柔軟な解釈の適用について配慮をお願いしたい。

以上